

荒川区一般廃棄物処理基本計画中間見直し(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1 募集期間

平成28年12月12日(月)から12月26日(月)まで(15日間)

2 実施方法

平成28年12月11日発行の区報で意見募集について周知したほか、計画素案を清掃リサイクル課、環境課、区役所2階情報提供コーナーにおいて閲覧に供するとともに、荒川区ホームページに掲載した。

3 意見提出者

18名(郵送2名、ファクシミリ14名、電子メール1名、持参1名)

4 意見数

48件

5 意見の概要及び意見に対する区の考え方

取扱 (計画に反映する 計画案に記載済み 参考として受け止める)

内容	意見数				該当
(1)計画(全般・目標・推進等)に関する意見	6	1	3	2	1~6
(2)生ごみ減量・食品ロス削減に関する意見	5	3	2	-	7~11
(3)ごみ減量・リサイクル推進に関する意見	5	1	2	2	12~16
(4)環境教育・環境学習に関する意見	3	-	3	-	17~19
(5)環境区民(「区民・事業者・区」の総称)の参画と協働に関する意見	2	-	-	2	20~21
(6)ごみ・リサイクルに係る費用に関する意見	5	-	5	-	22~26
(7)中間処理施設設立に関する意見	2	-	-	2	27~28
(8)ごみ・資源の分別・出し方に関する意見	13	2	8	3	29~41
(9)ごみ・資源の回収方法に関する意見	5	-	-	5	42~46
(10)災害廃棄物処理計画に関する意見	1	-	-	1	47
(11)生活排水処理基本計画に関する意見	1	-	-	1	48
合計	48	7	23	18	48

(1) 計画(全般・目標・推進等)に関する意見

	意見の概要	区の考え方
1	<p>荒川区一般廃棄物処理基本計画は、「環境区民」の役割分担を軸に展開している。計画前半期の動向を見ると、環境区民協働意識が希薄で循環型社会の構築など程遠い内容であったが、中間見直し案はこの反省に立脚し立案されたことが感じられる。</p> <p>例えば、『基本方針2 リサイクルの推進』の個別施策である『18新たな資源回収に向けた取組の実施(不燃ごみに含まれる資源)』や、『23資源化の更なる徹底に向けた取組の実施(紙製容器包装類等その他紙リサイクル)』などの施策は、環境区民のうち住民意識の向上、並びに行政施策の効果のバロメーターになり得る。</p>	<p>【P1～5、P6～10、24】 計画中間見直しでは、これまで実施してきた事業(個別施策等)の検証を行い、住民意識の向上を図るとともに、国の制度改正等に対応した内容に見直しています。 『18新たな資源回収に向けた取組の実施(不燃ごみに含まれる資源)』、『23資源化の更なる徹底に向けた取組の実施(紙製容器包装類等その他紙リサイクル)』をはじめ、本計画の着実な具体化を通じて、基本理念で示す『環境区民による質の高い循環型社会の構築』を更に目指していきます。</p>
2	<p>あらかわりサイクルセンターが開設されたので、リサイクル率の目標値をもっと高めにしてはどうか。</p>	<p>【P28、P32】 平成27年度のリサイクル率の実績は16.2%であり、平成33年度目標値の25%と比較し、8.8ポイントの乖離があります。現行の事業を継続するだけでは目標達成は見込めません。このため、ご指摘のとおり、あらかわりサイクルセンターを最大限活用し、目標値達成に向けて新たな事業を展開していきます。</p>
3	<p>荒川区では幸福実感都市を掲げ、沢山のスローガンを立てているが、その先が見えていないものが多く、幸福を実感できないので、区民としても努力するが、区もPDCAを回して結果が感じられるようにしてほしい。</p>	<p>【P52】 区では区民の皆様の幸福実感向上のため、各計画においてPDCAサイクルを実践しています。 ごみ減量・リサイクル事業においても、PDCAサイクルを繰り返し、常に計画の進行管理を行い、事業の改善を行っていきます。計画の成果は、区民の皆様に分かりやすい形で公表していきます。</p>
4	<p>計画素案に賛成である。PDCAが推進され、ごみ減量の一日も早い実現を望む。</p>	
5	<p>P51 『1. 推進体制』では、『区民は、ごみの排出ルール・マナーを守るとはもとより』とのくだりがあるが、荒川区ではマナーを守らない人が多いため、『もとより』ではなく、ルール・マナー向上のための対策を入れてほしい。子供への教育は、大人や親・家庭がしっかりしていれば大抵自然に身につくはずである。大人を再教育してほしい。</p>	<p>【修正:P51】 『1. 推進体制』の『区民は、ごみの排出ルール・マナーを守るとはもとより』の部分と、『区民は、ごみの排出ルール・マナーを遵守するとともに』に修正します。 なお、P52 『1. 推進体制』の『区民の役割』では、『家庭ごみ及び事業系ごみの適正排出を徹底』を掲げています。 人格形成期である幼少期からの環境教育に力を入れていくとともに、大人に対するごみ排出ルール・マナー遵守のための働きかけをさらに行っていきます。</p>
6	<p>計画の内容が私たちの生活に密着し、切っても切り離せない大切な事柄だと改めて教えられた。3つのRを深く心に刻み日常生活を営みたい。 物資の乏しい時代を体験したので、食品を廃棄する行為は罰が当たるようできない。ものを廃棄する最後の最後までアイデアを求め、これ以上どうにも利用価値がない所で今迄ありがたうと感謝の心を持ち、処分している。 資源の少ない日本では、資源を活用することにより、ごみの発生抑制につながり一石二鳥である。アイデアと勝負ですますます住みよい荒川区になると思う。感謝する。</p>	<p>ごみの発生抑制などの3R事業について、あらゆる世代の方々にご理解いただき、実践していただけるよう、今後も「荒川もったいない大作戦」をはじめ、区民の皆様にとって分かりやすい啓発に努めていきます。</p>

(2) 生ごみ減量・食品ロス削減に関する意見

	意見の概要	区の考え方
7	発生抑制(リデュース)の推進に関しては、各家庭での食品管理に気を遣い排出量を減らす必要がある。	【P36、37】 基本方針1の重点施策として、ごみ減量のために『可燃ごみの約半数を占める生ごみ(厨芥類)の減量』を掲げています。 生ごみの水分量は約70～80パーセントといわれており、区民の皆様には水切りの励行をお願いするとともに、食品ロス削減に関する施策を展開していきます。
8	家庭ごみの52.4%が生ごみであるため、生ごみの再利用が更に進むことに期待する。	【追記:P36、37】 基本方針1の重点施策として『可燃ごみの約半数を占める生ごみ(厨芥類)の減量』を掲げています。 まずは、食材を使い切り食品ロスを発生させないことが重要です。どうしても出てしまう生ごみの再利用として、生ごみ処理機(乾燥式・たい肥化できるコンポスト式)について追記します。
9	生ごみは水分が80%で運搬等に費用がかさみ、焼却が大変である。 ディスポーザーが各家庭に設置されれば、生ごみ減量によるごみ運搬費・中間処理費の軽減や衛生面などのメリットが大きいと思う。 ディスポーザーは設置費用が高額のため、区で購入・設置助成を行う必要がある。	【一部追記:36、37】 基本方針1の重点施策として『可燃ごみの約半数を占める生ごみ(厨芥類)の減量』を掲げています。 生ごみの再利用としては、生ごみ処理機の活用について追記いたしますが、ディスポーザーについては、便利である反面、下水道の汚れの原因となるため、東京23区内では排水処理装置のない「単体ディスポーザー」は設置できません。このため、区ではディスポーザー以外の生ごみ処理機(乾燥型等)の助成をしています。
10	P38『基本方針1 排出抑制の促進』の施策『事業系ごみの削減』に記載されている『30・10(サンマル・イチマル)運動』については、メニュー構成などにより乾杯後の30分は料理が少なく、かつ閉会前の10分間は満腹で箸を持ちたくない状態になる場合が少なくないと思う。 事業者へ呼びかけ、『30・10運動』のモデルケースとなるメニューコースを提示してもらうことはできないか。 また、事業者には『30・10運動協賛コース』などの宴会コースを通常より割引価格で提供して頂き、周知を図るのはどうか。	【追記:P38】 ご意見のとおり、宴席では料理が残ってしまう傾向があります。『30・10運動』の実施の働きかけだけではなく、提供される料理はたくさんの方の手間をかけて口に入るものであり、せっかく腕を振るって料理されたごちそうを残さないよう、『30・10運動』に合ったメニュー構成のアイデア提案の募集などを展開していく内容を追記します。
11	『30・10運動』という言葉は初めて知ったので、広報等で消費者にもっと周知したほうが良い。	【P38】 平成23年度に長野県松本市が運動をスタートし、徐々に全国に広がっています。 荒川区では、『30・10運動』を今年度から飲食店等のご協力をいただき取り組んでいます。今後も広報等で更なる周知を図っていきます。

(3) ごみ減量・リサイクル推進に関する意見

	意見の概要	区の考え方
12	区民への周知の方法として、区が発信しているメールマガジンを活用してはどうか。メールマガジンにトピックを載せたうえで、区報や区ホームページ(リンク)の紹介をする形式が良いと思う。	【修正:P37他】 広報媒体として、『区報や区ホームページ』だけでなく、メルマガも活用できるように記述を『区報や区ホームページ、メールマガジン等』に修正します。

13	家庭ごみ減量のため、生ごみの水切りや、資源回収できるものを ごみとして排出しないよう周知・啓発が必要である。	【P36、37、P42】 基本方針1の施策『家庭ごみの削減』の中で『水切りの徹底』を、基本方針2の施策『資源化の更なる徹底』の中で『資源の正しい分別方法の周知徹底』を掲げています。 今後も家庭ごみの削減と資源のリサイクルに有用な施策を実施するとともに、周知・啓発に努めていきます。
14	商品購入時の包装など、ごみの出ない形態にするよう事業者 に協力を求めるべきである。	【P38】 基本方針1の施策『事業系ごみの削減』の中でレジ袋や過剰包装の削減を掲げています。 今後とも、商店等事業者に働きかけていきます。
15	レジ袋の削減が取り上げられているが、レジ袋はエコバッグと 比較し以下の観点から、汎用性が非常に優れている。繰り返しの 使用に実は向かないエコバッグ推奨の弊害がある。単純なごみ 減量化の側面だけでエコバッグを推奨すべきではない。 1枚当たりの材料費・販売価格が安価 衛生的 ごみ袋として再利用できる。 サーマルリサイクルができる。	【P38】 基本方針1の施策『事業系ごみの削減』の中でレジ袋の削減を掲げています。 レジ袋には、適正に処分されることを前提に、ご意見に挙げられた利点もありますが、大量に使われているため、天然(石油)資源の消費や地球温暖化の原因となるCO ₂ の排出、あるいは自然状態では分解しないためごみの散乱となったり野生動物の誤飲など環境に悪影響を与える面も拒めません。エコバッグについては、繰り返し使うことができ(洗濯可能なものも多い)費用対効果も高いため、区ではエコバッグ利用の推進を行っています。
16	レジ袋の有料化は小売店の事業継続や負担減のために有料化 しやすい環境を行政主体で作ってもらえるとありがたい。	レジ袋の有料化については一部店舗では既 に実施していますが、行政主体での推進に ついては事業者や区民の状況等を踏まえ検 討していきます。

(4) 環境教育・環境学習に関する意見

	意見の概要	区の考え方
17	園児、児童又は中学生も対象にして環境の教育に力を入れるこ とはとても良いことだと思う。	【P44、45】 園児及び小学生に対して食品ロス削減のための啓発活動を掲げています。 また、基本方針3の施策『未来につながる環境教育・環境学習』の中で、小中学生に対して、あらかじめリサイクルセンターを活用した環境教育・環境学習の実施を掲げるなど、次代を担う子どもたちへの正しい知識の普及啓発を行っていきます。
18	小中学校の授業の一環として、ごみ減量・リサイクルの重要性 を伝え、荒川区での取組を教えることで、将来を担う世代に啓発 することが非常に大切である。	
19	小学生のリサイクルセンター見学など興味を持たせることが大 切である。	

(5) 環境区民(「区民・事業者・区」)の参画と協働に関する意見

	意見の概要	区の考え方
20	P45『基本方針3 参画と協働体制の推進』の個別施策である 『36 3Rリーダーの養成講座の実施』、『37 3Rリーダーとの 協働(ごみ減量・リサイクル事業者普及啓発)』においては、荒 川区区内にあるNPO46団体のうち清掃・リサイクルに関連する団 体は皆無であることを認識し、これまで実施した普及啓発手段 の費用対効果を見直して、早期に実のある成果を期待する。	【P45、47】 区内にも、リサイクルに関連するNPO団 体があり、ごみの減量をはじめとする環境に 関する講座を開催したり、家庭で不用となった 製品のバザールなどの活動が行われていま す。 今後ともこのような団体の協力を得て3Rリ ダーを養成し、区の事業への参画の推進と 協働体制の構築を目指していきます。

21	交通安全運動・防火訓練・防犯運動等を行っているように、ごみ対策運動を発足させ、町会組織を利用し啓蒙活動を行ってはどうか。	町会組織では現在集団回収が活発に行われ、23区でもトップの成果を続けています。町会組織による普及・啓蒙活動については、町会等の皆様のご意見も踏まえ検討していきます。
----	--	--

(6) ごみ・リサイクルに係る費用に関する意見

意見の概要		区の考え方
22	ごみ処理に関する経費を知らしめる必要がある。	【P46】 基本方針3の施策の方向として『清掃・リサイクル情報の見える化』を掲げています。今後も、区報、ホームページ等を通じて、ごみ処理に関する経費やその削減の周知に努め、ごみの減量、リサイクルの推進に取り組んでいきます。
23	区の清掃・リサイクル事業に毎年約30億円の経費がかかることを初めて知った。私と同様に普段ごみを出す際にこのことを意識している方は少ないのではないか。	
24	ごみの経費削減についてのポスターを駅前に貼り、区民に現状を知ってもらうなど、より多く人の目につく施策が重要ではないか。	
25	荒川区のごみ袋を指定にすれば、有料化につながるのではないか。	【P37】 基本方針3の施策の方向『家庭ごみの削減』の中で、家庭ごみの費用負担のあり方について記載しています。
26	ごみ袋の有料化を検討してはどうか。	

(7) 中間処理施設設立に関する意見

意見の概要		区の考え方
27	荒川区のごみは中間処理を他区に依存しているため、処理費用が高額になっていると思う。対策としてごみを減らす他、旭電化跡地にごみの中間処理施設を造成してはどうか。	ごみの中間処理は23区が共同で設立した東京二十三区清掃一部事務組合が主体となり共同処理しており、各区が設置しているものではありません。清掃工場の有無にかかわらず処理単価は同一です。また、共同処理を行うことで、中間処理施設のメンテナンスや建て替え等の場合にも施設間で調整を行うことができる等、効率的な運営を行うことが可能となっています。 なお、23区全体のごみの排出量が減少傾向にあることから、ごみの中間処理施設は充足している状況にあり、当面の間は区内に新たな施設を建設する必要はない状況です。旭電化跡地につきましては平成25年に用地の一部において、ダイオキシン類が検出されたため、掘削を伴う施設建設が不可能となっています。そこで、運動場として再整備を行い、区民の方に利用していただけるよう都と協議を進めています。
28	中長期的なコスト削減を視野に入れ、区内にごみの中間処理施設を設立してはどうか。	

(8)ごみ・資源の分別・出し方に関する意見

	意見の概要	区の考え方
29	3Rの基本は、家庭から出るごみの分別・出し方であると思う。各自がごみの分別やごみ出しを通じて、3Rの意識を感じていくことが大切である。	【P36、P42、P49】 ごみの分別・出し方については、基本施策1の施策『家庭ごみの削減』、基本施策2の施策『資源化の更なる徹底』、基本施策4の施策『家庭ごみの適正排出の推進』にて掲げています。今後とも、3R意識の向上のための取組を引き続き行っていきます。
30	住民のごみ分別への理解が浸透してきた。その結果、循環型の廃棄処理が可能になってきた。町会でもリサイクル処理する物を鮮明に区別し集団回収を行っている。	町会等の皆様におきましては、集団回収等で日頃よりご協力を賜り感謝いたします。活発な集団回収活動は、23区でトップの成果を続けております。今後も引き続きご協力をよろしく願います。
31	荒川区は、管理人のいないアパートなどの小さな共同住宅が多い。近所の共同住宅のごみ出しマナーが悪いため、管理人を置かない共同住宅のゴミ出しの指導を実施してほしい。	
32	早朝、区歩道上にスーパーマーケットのレジ袋にごみを入れて、道端に不法投棄する単身者がおり、近所の方が困っている。	【P49】 基本方針4の施策の方向として『家庭ごみの適正排出の推進』を掲げています。現在もごみ集積所に外国語表記によるごみの出し方の説明や継続的な対応が必要な場合は、「ふれあい指導班」が、住民の方との対話を通じて、ごみの出し方について、ご理解とご協力をいただくようにしております。今後さらに、区民のごみの排出ルール・マナー向上のための施策を進めていきます。
33	荒川区はごみの中間処理施設を持たないため、ごみの量を減らすことが急務である。家庭ごみは減っているということであるが、やはり単身者、外国人に対するごみ処理の意識を高めるアプローチをもっと多角的に考え、行っていくべきである。(単身者や外国人は)地域との関わりがないと思うので、その辺をどのようにしていくかが大切である。	
34	回収日の早朝にごみを排出するルールを守らず、ごみが放置されてしまっている。	
35	排出ルール・マナーのある意識の高い人が増えれば、(3Rリーダーなどの)特別な人を任命しなくても、(推進体制が)ある程度は自然に改善していくのではないかと。	【P45・49】 排出ルール・マナーを向上させるための施策を行うとともに、より幅の広い視点からごみ減量・リサイクル意識を持つ3Rリーダーを増やしていくためにも、養成講座等を行う予定です。
36	レジ袋でのごみ排出を禁止し、統一したごみ袋での排出を促進すべきである。	従前、ごみの分別徹底・ごみの排出や焼却時の安全性の確保を目的に、燃やすごみを収納する袋の規格を定めていましたが、平成21年3月をもって制度を廃止しています。現在では、ごみの排出量が少ない単身世帯等では、大きな容量のごみ袋を使用することは不便である等の観点もあり、レジ袋での排出を可としています。なお、レジ袋で排出する場合は、中身が確認できる半透明で、簡単に破れないのものを使用するようお願いしています。

37	収集品目や回収方法などを写真や絵、又は多言語を用いて、分かりやすく区民に提示してほしい。 また、今後高齢社会になっていく現実を踏まえ、高齢者にやさしく分かりやすい方法で、3Rやごみ分別等の推進を行ってほしい。	【追記:P49】 基本方針4の施策『家庭ごみの適正排出の推進』の中で、イラストや写真、多言語を用いて分かりやすく区民に周知する内容を追記するとともに、環境・清掃特集号の区報等も更に分かりやすい内容に充実していきます。
38	高齢者や単身者などを対象に、ごみ分別の知識を持ってもらう必要がある。	
39	最近、認知症の高齢者による指定日以外のごみ出しが見掛けられる。地域での取組も必要である。	【P49、50】 基本方針4の個別施策として、『52地域による見守りが必要な方への取組(区による戸別訪問収集)』、『53地域による見守りが必要な方への取組(地域の方々の温かい取組への見守り)』を掲げています。
40	有料ごみ処理券の未貼付は、事業者が多いということなので、更なる啓発が必要である。	【P50】 基本方針4の施策『事業系ごみの適正排出の推進』の中で、事業系有料ごみを貼付し、適正に排出するよう助言や指導を図ることを掲げています。
41	事業者等に対して廃棄物(ごみ等)の管理・指導を行う講習会を開催するのはどうか。	【P50】 基本方針4の施策『事業系ごみの適正排出の推進』の中で、ごみの適正排出を目的とした事業者に対する助言・指導の実施を掲げています。 一定以上の事業用建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者を選任するよう規定しており、廃棄物(ごみ等)の管理・指導を行う講習会を開催しています。

(9)ごみ・資源の回収方法に関する意見

	意見の概要	区の考え方
42	P41『基本方針2 リサイクルの推進』の施策『資源回収方法の拡充』のなかで、中型家電・蛍光管・廃食油の回収拠点を多く設置するか、地区ごとに曜日等を決めて区民事務所や協賛いただける事業者などの一時的な回収拠点を設けることはできないか。	区では、現在回収拠点を各地区に設けるよう努めており、蛍光管・廃食油については、荒川清掃事務所、あらかわりサイクルセンター、あらかわエコセンター、区民事務所(南千住除く)など、各地区ごとに回収ボックスを設置し、各施設の開設時間は常時拠点回収を行っています。 また、環境・清掃フェアをはじめ、各種イベント時も回収を行っています。 中型家電については、回収スペースの都合上、現在はあらかわりサイクルセンターと荒川清掃事務所の2カ所で回収を行っています。
43	つい最近まで、ごみ集積所のカラス被害が多くあったが、防鳥ネットを使用することにより激減した。	今後も引き続き、ごみ集積所への防鳥ネットの貸出を行っています。

44	ごみ集積所をカラスに散らかされるため、時間通りに回収してほしい。	ごみ集積所に排出されるごみの量が一定ではないため収集に要する時間が前後したり、交通渋滞や道路工事等の状況により移動時間が異なることから、日々同じ時間に収集を行うことは難しい状況です。そのため区では収集開始の午前8時までにごみを出していただくようお願いしています。また、カラス対策用として防鳥ネットを貸出しておりますので、ご利用下さい。
45	町会の役員時にお世話になり感謝している。昔は年末には畳を上げ、粗大ごみを道路の真ん中に積み上げていたことを思い出す。年1回程度、各地区で粗大ごみを拠点回収してほしい。その場でごみ処理券を発行して集金を行えば町の美化やごみ屋敷化の防止につながると思う。	粗大ごみの拠点回収については、事前に排出される量の把握が難しいことや、ごみ集積所や車両で運搬される方への対応等の安全面の問題から実施しておりません。現在、粗大ごみは事前申込み制で収集日を指定した戸別収集を実施しており、不法投棄の防止にも繋がっています。なお、今年度より、中型家電製品の持込み資源回収も開始しております。粗大ごみの排出の際にはご検討下さい。また、ごみ屋敷につきましても、全庁をあげて対応していきます。
46	ごみがいちばん出る年末は、31日まで回収してほしい。	12月31日は清掃工場等の中間処理施設へごみを搬入することができないため、ごみの収集も行っておりません。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

(10) 災害廃棄物処理計画に関する意見

	意見の概要	区の考え方
47	P49 『(3)災害廃棄物処理計画の策定』に関しての、災害時に排出されるごみの排出方法の記述が少なすぎる。木造家屋は、マンションなどの集合住宅に比べ、粗大ごみになるものや使用していないものが多く、災害時にごみとして排出される量が非常に多い。 また、これらのごみが災害時に(火災などの)事故につながる事例もあり、災害発生前の事前処理を促すことも必要ではないか。 災害時に発生する大量のごみに対する対策や、災害発生時の大型ごみの有償・無償排出、臨時排出場所についても記載してもらいたい。	人口や建物が密集している23区では、ひとたび災害が発生すると、ご指摘にありますように、排出される災害廃棄物の量は膨大であり、その収集、運搬処理については、これまでの大地震の事例でもきわめて難しいものとなっています。1区では対応が困難なため、23区で対応を検討中です。検討がまとまり次第、本計画に反映していきます。

(11) 生活排水処理基本計画に関する意見

	意見の概要	区の考え方
48	荒川区の強みは、下水道処理施設を所有していることだと思う。しかし、他区から制限なしに受け入れており、いつまで持つか心配である。	下水道処理施設(水再生センター)及び他区からの下水の受入については、今後も区民の皆様にご心配がないよう下水道局に要請していきます。